寒川町教育委員会公印規程新旧対照表

現行

～略～

別表（第2条関係）

名称	書体	寸法（ミリメートル）	印材	形式	用途	保管者
（略）						
教育委員会委員長印	てん書	方18	木印	高座郡寒川町教育委員会委員長之印	教育委員会委員長名をもつて発する文書	
教育委員会委員長職務代理者印	てん書	方18	木印	寒川町教育委員会委員長職務代理者印	教育委員会委員長職務代理者名をもつて発する文書	
（略）						

改正案

～略～

別表（第2条関係）

名称	書体	寸法（ミリメートル）	印材	形式	用途	保管者
（略）						
（削る）						
（削る）						
（略）						

附　則

この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により在職する教育長（以下「旧教育長」という。）の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。）に施行する。